

会館施設の占用利用案内

いつも大熊スポーツ会館をご利用頂き有難うございます。
平成25年1月から「会館施設の占用利用」について下記の通り変更となっておりますのでご案内申し上げます。

1. 団体登録申請の提出

1) 会館施設を利用される場合、必ず「団体登録」の申請又はゲスト登録が必要となります。

2. 占用利用の予約方法

1) 次月度抽選予約方法

① 申込期間……前月1日から15日迄に来館の上、申込み下さい。

② 申込回数……2回/月(平日のみの場合……→2回/月)
(平日+土・日祝の場合……→2回/月)
(土・日祝の場合……→1/月)

③ 抽選発表……前月20日から25日迄

注-① 確認がない場合には、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

注-② 抽選予約を申込まれたお客様が抽選に外れた場合には、抽選予約分の申込回数は失効となります。(空き予約回数には加算出来ませんのでご注意ください。)

注-③ 抽選予約を申し込まなかった場合も空き予約回数には加算出来ませんのでご注意ください。

注-④ 同一日付2回申込みする事は出来ません。

2) 空き予約方法

① 申込期間……前月27日から翌月の空き予約は来館の上、申込み下さい。
注-27日の空き予約は10時から申込み受付致します。

② 申込回数……2回/月(平日のみの場合……→2回/月)
(平日+土・日祝の場合……→2回/月)
(土・日祝の場合……→1/月)

注-① 空き予約と同一日付に連続して申込みすることは出来ませんのでご注意ください。

3) 当日予約の方法

前日14時以降電話受付を致します。(当日予約の回数は上記回数には入りません。
但し同一日付の申込みは1コマのみと致します。)

4) その他

注-① 抽選で当選した日及び空き予約で申込みされた日時が何らかの理由で使用出来なくなった場合はキャンセル扱いとなります。

(日付変更は出来ませんのでご注意ください。従って他の日を申込み場合は空き予約の残りの枠の中でお申込み願います。)

3. 抽選予約・空き予約・団体登録申請等の受付時間

1) 月曜～土曜 9時～20時30分

日曜・祝日 9時～16時30分

注-① 電話による受付も同じ時間となります

◎上記内容について詳しくは受付でお聞き下さい。

大熊スポーツ会館「団体登録制度」運用細則

＜趣旨＞

第1 大熊スポーツ会館の利用にあたり、「公平性」を重視し、幅広い人達に利用して頂くために「団体登録制度」を導入し、その運用に関し必要な事項を定める。

＜施設使用認可＞

第2 大熊スポーツ会館を利用される人は、別紙「団体登録申請書」を、提出していただき、登録されている方に限り、使用することができます。

＜登録＞

第3 団体登録申請は、テニスコート、スポーツ室、ミーティング室ごとに、提出いただきます。

(1) 団体登録申請は、2名以上(代表者含む)とする。

(2) 団体登録の申請方法は、各団体の代表者の方を登録し、かつ所属するメンバー全員の名簿を記入していただきます。

＜登録の追加・変更＞

第4 団体のメンバー登録に、追加・変更が生じた場合は、提出されている「団体登録申請書」に追加・変更内容を記入していただきます。

登録の追加・変更は、原則、事前に登録していただきます。

＜登録制限＞

第5 代表者、メンバーの方は、2団体に登録することは、出来ません。

登録メンバー以外の方(以下「ゲスト」という。)が、他の団体に参加される場合は、ゲスト扱いとして、ひと月当たり2回迄の参加は「可」とします。

また、使用時に受付にて「ゲスト申請名簿」に記入していただきます。

＜登録資格＞

第6 団体登録申請の代表者登録資格は、中学生以上とします。

また、登録メンバー(ゲスト含む)は、施設を利用する人に限ります。

＜受付時の確認＞

第7 各団体が、会館各施設を利用される時に、必要に応じて登録されているメンバー以外の方が参加されていないか確認をさせていただきます。

＜禁止事項及び利用の制限＞

第8 登録メンバー(ゲスト登録も含む)以外の方が、使用されているケースが2回続いた場合は、その団体に対してペナルティーとして次月度の使用を禁止させていただきます。

第9 ゲスト登録の方は抽選申込及び空き予約をすることが出来ません。

＜登録の更新＞

第10 各年度末(毎年3月31日)に登録更新とする。その年度内において一度も使用のない団体は、再度登録申請を行わない場合は、登録より削除します。

附則

1. 団体登録制度は平成24年12月1日より実施します。

2. 第3(1)については、平成25年3月31日までの間は、適用を猶予する。

3. 第9については、平成24年度は適用を猶予する。